

令和6年度 第3回桐生市子ども・子育て会議の開催結果について（議事要旨）

○日 時 令和6年11月11日（月）午後2時00分～午後2時45分

○場 所 桐生市保健福祉会館 5階 503会議室

○出席者 28名

【委員】13名

会 長：桐生私立保育園連盟

副会長：桐生市私立幼稚園協会

委 員：桐生市PTA連絡協議会

桐生市公立幼稚園 保護者代表

桐生市私立幼稚園協会 保護者代表

公募委員

桐生商工会議所

連合群馬桐生地域協議会

桐生市放課後児童クラブ連絡協議会

桐生私立保育園連盟（保育士部会） 保育士代表

桐生市医師会

桐生市民生委員児童委員協議会 子ども未来委員会

関東短期大学子ども学科講師経験者

村野 宣祥

高橋 昇

小玉 幹

周藤 沙織

松原 寛子

徳田 秀和

宮地 由高

二津 大介

亀田 修

高田 恭子

下山 定利

馬場 礼子

下境 美佐子

（欠席者）

委 員：桐生市公立保育園 保護者代表

桐生保育協議会（私立保育園）

桐生市私立幼稚園協会 教諭代表

桐生保健福祉事務所

西村 洋子

周東 菜々子

加藤 めぐみ

關 俊亮

【事務局】15名

子どもすこやか部長

子どもすこやか部子育て支援課長

子どもすこやか部子育て相談課長

子どもすこやか部子育て支援課子育て支援係長

子どもすこやか部子育て支援課園児サービス係長

子どもすこやか部子育て支援課子ども施設係長

子どもすこやか部子育て相談課子育て相談係長

子どもすこやか部子育て相談課母子保健係長

子どもすこやか部子育て相談課子育て支援センター所長

子どもすこやか部子育て支援課子育て支援係

教育部長

教育部参事

教育部教育環境課長

教育部生涯学習課社会教育係長

教育部教育環境課教育支援係

須藤 まりこ

萩原 利明

関沼 八千代

早川 元規

浅沼 久恵

山田 将司

久保 明子

松島 裕子

戸部 亜樹子

小松 直也

園田 博宣

渡邊 真宏

糸井 広江

小久保 喜代子

木村 友和

【計画策定支援事業者】1名

【傍聴者】なし

【報道機関】1社

○会議内容

1 開会 [開始：午後 2 時 00 分]

- ・事務局より、会議資料の確認、及び過半数以上の委員の出席により会議が成立することを報告。

2 会長挨拶

- ・村野会長より挨拶。

3 議事

- ・議事進行は、桐生市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定により、会長が議長として行う。

(1) 第 3 期桐生市子ども・子育て支援事業計画の素案について

- ・事務局より資料に基づき説明。
- ・意見、質疑応答は以下のとおり。

会長	ただいまの事務局の説明に対し、質問や意見がある方は、挙手の上、発言いただきたい。
委員	81 ページ「(1) 幼稚園・認定こども園（1 号及び 2 号認定）」の「量の見込みと確保方策」の表についてお聞きしたい。2 号認定は令和 7 年度から令和 11 年度まですべて 0 である。ここに 1 以上の数字が入ることはあるのか。
事務局	これは、保育認定を受けながら幼稚園に通いたいという希望者がいなかったということである。
委員	令和 2 年度から令和 6 年度までの実績においても 2 号認定はいなかったのか。
事務局	桐生市においては 2 号認定を受けながら幼稚園（教育認定のみの施設）に通う児童はいなかったということである。
委員	ここに数字が入る可能性はあるのか。
事務局	桐生市としては考えにくいと思う。
委員	35 ページの文中に「年々減少していた児童虐待相談件数に反転・悪化の兆し」とあるが、現状と背景を把握しないと対策の打ちようがないと思う。分かることがあれば教えていただきたい。

事務局	虐待に対する市民の意識が高まっており、通告・相談件数が多くなってきている。児童相談所や市が訪問し、現状を把握し対応している。虐待と判定されるケースはそれほど増えていないが相談件数が増えている。
委員	桐生市の相談窓口はあるのか。
事務局	桐生市では令和 6 年 1 月から子ども家庭センターを設置している。それ以前から子育て相談課子育て相談係で訪問・対応をしている。
委員	虐待の対策は難しいと思う。常に門戸を開いていつでも相談にのれるように進めていただきたい。
委員	47 ページの「不登校児童生徒支援事業」の教育支援センターとはフリースクールのことか。
事務局	現在、学校教育課の教育研究所に設置している適応指導教室のことである。令和 7 年 1 月より教育センターに場所を移し、「適応指導教室」から「教育支援センター」に名前を変え、これまでと同様に、勉強や体験活動を行う場所である。
委員	子どもが減る中で支援を要する子ども（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ子ども）が増えている。50 ページに「身近な地域で安心して生活できるよう」とあるが、身近な地域で安心して生活ができなくなってしまうというのは、こういった例が考えられるか。
事務局	これは、安心して生活ができないということではなく、適切な支援をすることにより安全な生活をしていただけるよう充実を図ってまいりたいということである。
委員	今回（第 3 期）の計画の要や第 2 期計画との違いはあるか。
事務局	基本的には第 2 期計画の理念を引き継いでおり、大きな変更点はない。
委員	5 年経過すると社会は変化すると思うが、前の理念を引き継ぐことに問題はないのか。
事務局	社会環境の変化に対して細かい変更はあるが、基本的な考え方は変わらない。

委員	対策ではなく、起きてしまったことに対応するというネガティブな施策が多いように思う。ポジティブな施策はあるか。例えば、不登校になってしまった子どもへの対策ではなく、不登校児を出さない取り組みはこの資料に載らないのか。
事務局	本計画は現在実施している事業を取りまとめる形で策定している。
会長	他に質問等は無いか。 それでは、本素案のとおり計画の策定を進めるということで承認いただける方は拍手をいただきたい。 拍手多数ということで、本件は承認された。 次の議題に進ませていただく。

(2) その他

- ・事務局より、委員報酬及びパブリックコメントの実施等、今後の予定について説明。
- ・意見、質疑応答は以下のとおり。

会長	ただいまの事務局の説明に対し、質問や意見がある方は、挙手の上、発言いただきたい。 無いようであれば、本日の議事は全て終了とさせていただきます。委員各位の協力に感謝申し上げます。
----	---

4 閉会 [終了：午後 2 時 45 分]